

金属リサイクル伝票使用上の遵守事項

1. 本伝票使用の対象になるのは廃掃法上専ら物(専ら再生利用の目的となる廃棄物)として指定されている金属くずのみです。

その他の専ら物、(古紙、あきびん、故繊維等)には使用できませんし、専ら物以外の廃棄物に使用するのは違法です。金属くずであっても特定の法律等でその扱いが厳密に決められているもの(例えば廃自動車、廃家電の一部等)に使用した場合も違法になります。

2. この伝票は何らかの法律に基づいて発行されたものではなく、法律上のマニフェストとして使用することはできません。

したがって行政機関への届け出や報告も必要ありません。

一方で産業廃棄物処理でのマニフェストは専ら物の引取の記録として使用することも認められています。「有価物」あるいは「専ら物」と特記する必要あり)。どちらを利用するかは排出者とよく御相談の上決定してください。ただし、廃掃法のマニフェスト使用は廃棄物処理における何らかの許認可—中間処理、積み替え保管、収集運搬等—事業者であることが必要です。

3. この伝票は取引ごとに特定された金属くずを排出者が「再生資源物」(専ら物)として排出し、収集運搬者や加工処理者がそれをリサイクル資源として適切に処理すべく引き取ることを約束した証として発行するものです。

当工業会はD票の送付を受けてその内容をチェックし、一定期間保管することでトレーサビリティ—確保の役割を果たしています。

4. D票は工業会本部への送付が義務付けられています。

D票の送付が適切になされていないと判断される場合は金属リサイクル伝票の使用をお断りすることがあります。また不適切な使用等が意図的に行われていると判断される場合でも使用を拒否することがあります。

5. E票は必ず排出者に戻してください。

6. 未使用の伝票を排出者に預けて排出のたびに記入して頂くことは本リサイクル伝票使用・管理上好ましいこととは言えません。

もしやむを得ず排出者に預ける場合でも当該伝票の適切な管理はあくまでこの伝票の発行を受けた工業会会員の責任です。D票の本部への送付はもちろんのこと、適正な使用方法以外に使用されることのなきよう、残部の管理を含め厳重なる管理の徹底をお願いします。

7. 本伝票の申し込み・使用に当たっては申込時にお渡する説明文書やE票裏面の説明を精読し、関係者にも周知徹底して、適正・適切な管理・使用に万全を期して下さい。

以 上